令和３年度

沖縄労働局

労働行政運営のあらまし

～ 豊かで安心して働くことができる県民生活の実現を目指して ～

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省 沖縄労働局
Ministry of Health , Labour and Welfare

目　次

● 新型コロナウイルス感染症対策に関する・1
各種取組

◎ 沖縄労働局の組織と所掌事務・・・・・・3

◎ 働き方改革関連・生産性向上の推進・・・4

◎ 安全・安心な県民職場の実現に向けて・・7

◎ 良質な雇用の確保・拡大のために・・・・10

◎ 労働保険制度の適正な運営及び確保・・・15

◎ 沖縄労働局と県内の労働基準監督署・・・17
・公共職業安定所等の所在地

『令和３年度 沖縄労働局 労働行政運営のあらまし』については、
こちらからのホームページからPDF版でダウンロードできます。

沖縄労働局　検索　https://jsite.mhlw.go.jp/okinawa-roudoukyoku/roudoukyoku/_114590.html

新型コロナウイルス感染症対策に関する各種取組

沖縄労働局では、新型コロナウイルス感染症により影響を受けている事業主や働く方のために、特別労働相談窓口の設置や雇用調整助成金などの各種支援策の実施に、労働局を挙げて取り組んでおります。 沖縄労働局 検索 https://jsite.mhlw.go.jp/okinawa-roudoukyoku/

特別労働相談窓口の設置について

沖縄労働局では、「新型コロナ感染症の影響による特別労働相談窓口」を開設し、事業主や労働者からのさまざまな労働相談（解雇、休業、雇用調整助成金等）に対応することといたします。また、那覇新卒応援ハローワークでは、内定取消し・入職時期の繰下げにあわれた学生等のための「新卒者内定取消等特別相談窓口」を設置しております。お電話でのご相談もお受けしておりますので、まずはご連絡ください。

●新型コロナ感染症の影響による特別労働相談窓口

開設場所〔部署名〕		電話番号	開設時間	
沖縄労働局	〔雇用環境・均等室〕	098－868－6060	08:30～17:15	土日・祝日除く
〒900-0006　沖縄県那覇市おもろまち２－１－１　那覇第２地方合同庁舎１号館３階				
宮古労働基準監督署	〔総合労働相談コーナー〕	0980－72－2303	09:00～17:00	
〒906-0013　沖縄県宮古島市平良字下里１０１６　平良地方合同庁舎１階				
宮古公共職業安定所	〔職業紹介部門〕	0980－72－3329	08:30～17:15	
〒906-0013　沖縄県宮古島市平良字下里１０２０				
八重山労働基準監督署	〔総合労働相談コーナー〕	0980－82－2344	09:00～17:00	
〒907-0004　沖縄県石垣市字登野城５５－４　石垣地方合同庁舎２階				
八重山公共職業安定所	〔職業紹介部門〕	0980－82－2327	08:30～17:15	
〒907-0004　沖縄県石垣市字登野城５５－４　石垣地方合同庁舎１階				

●新卒者内定取消等特別相談窓口

開設場所〔部署名〕	電話番号	開設時間	
那覇新卒応援ハローワーク	098－866－8609（45♯）	08:30～17:15	土日・祝日除く
〒900-0006　沖縄県那覇市おもろまち１－３－２５　沖縄職業総合庁舎３階			

雇用の維持に対する支援について（助成金関係）

雇用調整助成金（助成内容の拡充・支給要件の緩和など）

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対し休業等を行い、労働者の雇用の維持を図った場合、事業主が従業員に支払った休業手当等の一部を助成します。沖縄労働局では、迅速な支給や相談体制の構築など引き続き取り組んでおります。是非この助成金の活用をご検討いただき、従業員の雇用維持を図っていただくようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により事業主により休業させられた中小企業の労働者や、大企業のシフト労働者、日々雇用、登録型派遣労働者等が、休業期間中に賃金（休業手当）の支払いを受けることができない場合に、当該労働者等の申請により支給します。

産業雇用安定助成金（令和３年２月創設）

新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が出向により労働者の雇用を維持する場合、出向元と出向先の双方の事業主が共同申請主として助成金を申請することが出来ます。

両立支援等助成金（育児休業等支援コースにおける新型コロナウイルス感染症特例）４月新設

新型コロナウイルス感染症への対応として、臨時休業等をした小学校等に通う子供の世話を行う労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇制度（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を設け、取得させた事業主に対して助成金を支給します。

●新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇制度導入助成金
●両立支援等助成金（新型コロナウィルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース）

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師等の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者に有給の休暇制度（年次有給休暇を除く）を設けて、取得させた事業主に対して助成金を支給します。

両立支援等助成金（介護離職防止支援コースにおける新型コロナウイルス感染症対応特例）

法定の介護休業と別に介護のための有給の休暇（所定労働日で20日以上）を設け、仕事と介護の両立支援制度の内容を含めて社内に周知し、当該休暇を合計５日以上労働者に取得させた中小企業事業主を助成します。

○ やむを得ず解雇や雇止め等を行う場合の対応について

事業所の閉鎖をもって直ちに解雇が可能となるわけではなく、他店舗への配置転換など、できる限り解雇を回避する方策などについて検討していただくことが望まれます。

やむを得ず解雇を行う場合、又は有期労働契約で契約期間の満了となる場合においては、従業員の再就職の支援（再就職先の確保、年次有給休暇の取得促進等による就職活動への配慮）を行うなど、従業員の雇用の安定とその保護を図るため最大限の取組をお願いしています。労働基準監督署・ハローワークでは、次の支援等を行っています。

未払賃金立替払制度

新型コロナウイルス感染症等の影響により、経済的損出を受けた事業場が倒産し、賃金が未払のまま退職するに至った労働者の皆様のために、できるだけ早く未払となっている賃金の立替払の手続を進めることができるよう、労働基準監督署において相談と申請の受付を行っています。

専門相談員による再就職の支援

ハローワークに専門相談員を配置し、個々の求職者の希望や状況を踏まえた職業相談、職業紹介及び求人情報の提供を行っています。また、履歴書・職務経歴書の書き方や模擬面接などの支援も実施しています。

○ その他の取組について

労災請求等への対応

新型コロナウイルス感染症に係る労災請求に対しては、迅速かつ公正に対応するとともに、労働者から積極的に労災請求がなされるよう、事業場等に対する請求勧奨に係る要請を実施しています。

労働保険料の猶予

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業に係る収入に相当の減少があった事業主の方にあっては、申請により労働保険料等の納付を１年間猶予することができます。この納付猶予の特例が適用されると、担保の提供は不要となり、延滞金もかかりません。

電話による労働相談、電子申請・郵送での各種届出・申請などの推奨

利用者の皆様に来庁いただくことなく、電話による労働相談、職業相談、電子申請・郵送での各種出・申請などが可能です。感染拡大防止の観点から、積極的な活用をお願いします。

～　はじめに　～

沖縄労働局は、仕事を探している人、そして働く人々が豊かで安心して働くことができるよう、雇用の確保や質の向上、雇用環境の整備などに取り組んでいます。

県内の雇用情勢を見ると、有効求人倍率は平成24年度以降、堅調な観光関連産業に牽引され上昇傾向で推移していましたが、昨年発生した新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和２年の平均有効求人倍率は0.90倍で、前年より0.44ポイントの大幅な低下となり、平成27年度以来５年ぶりに１倍を下回る厳しい状況となっています。

また、沖縄県は全国と比べ「求職者数に対して求人数が少ない」「失業率や離職率が高い」「非正規雇用労働者の割合が高い」など多くの課題を抱えています。

労働者の取り巻く環境を見ると、労働災害は平成29年まで増加が続き、平成30年は若干減少したものの、その後は増加して推移しています。また、労働者の健康状態の指標となる一般健康診断実施結果における有所見率は９年連続で全国ワーストとなるなど憂慮すべき状況にあります。

このような状況を踏まえ、沖縄労働局では、総務部、雇用環境・均等室、労働基準部、職業安定部が一体的に、総合的労働行政機関としての機能を十分に発揮すると同時に、沖縄県をはじめとする地方公共団体及び関係機関、関係団体とも緊密に連携して、地域に密着した労働行政を展開し、豊かで安心して働くことができる県民生活の実現に向け積極的に取り組んでいます。

沖縄労働局の組織と事務所掌

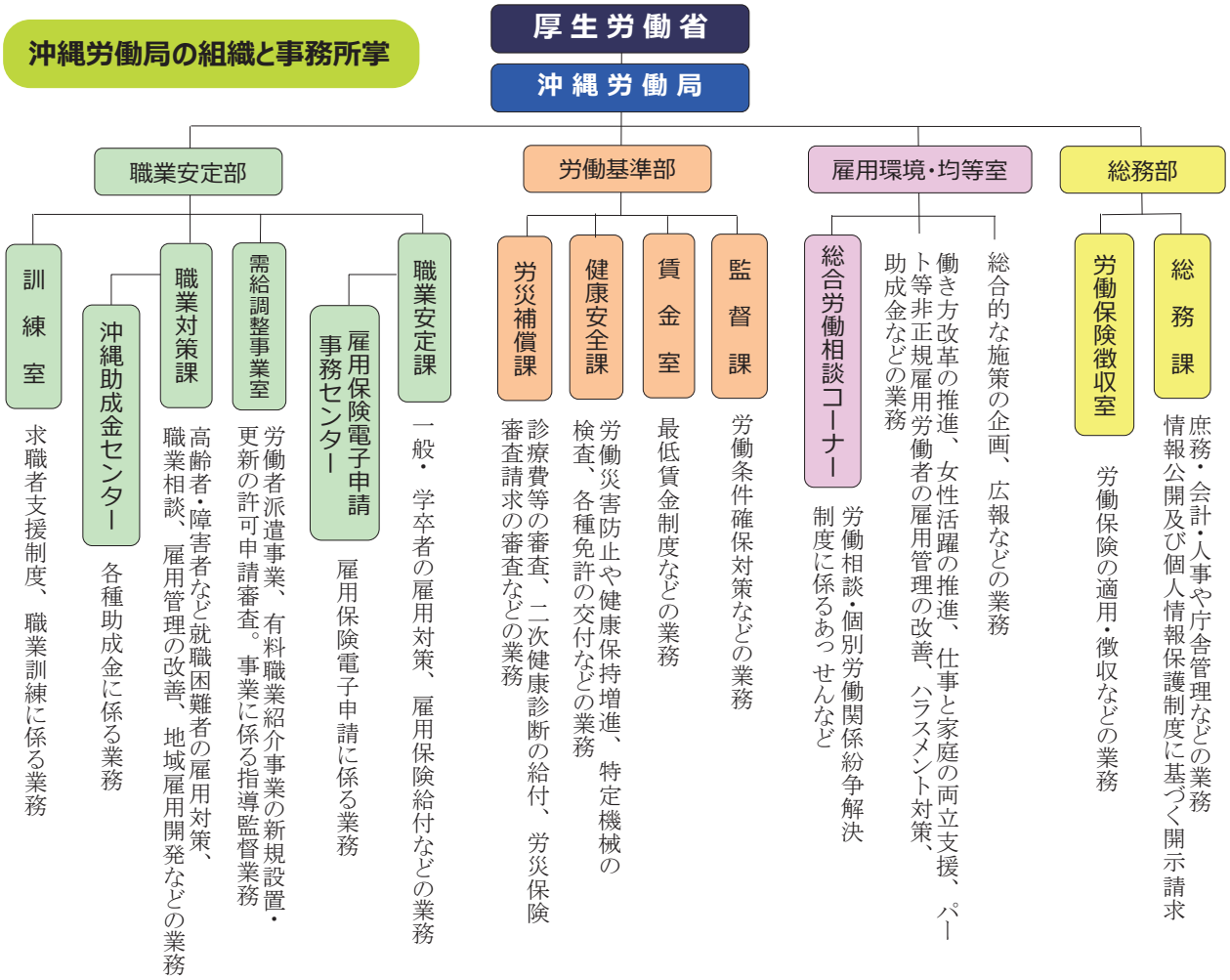

公共職業安定所（ハローワーク）

○ 求職者サービス
- 窓口での職業相談・職業紹介
- 求人情報の提供
- 雇用保険の給付
- 職業能力開発
  （職業訓練相談、指示、あっせん）

○ 事業主サービス
- 求人の受付・人材の紹介
- 雇用保険の適用
- 雇用に係る助成金の相談
- 雇用管理サービス
  （障害者・高齢者の雇用など）

労働基準監督署

- 解雇・賃金不払いなど労働条件に関する相談
- 事業場に対する監督指導
- 職場の安全衛生管理、労働災害防止対策や健康確保対策などに関する相談・指導
- 労災保険給付関係に関する相談・給付
- 労働保険の適用・徴収などの業務

働き方改革関連・生産性向上の推進

○ 働き方改革関連法の円滑な施行のための周知

「働き方改革関連法」について、説明会の開催やポスター・パンフレットによる周知・啓発等を行い、改正法の着実な浸透に努めています。

働き方改革関連法の概要

（１）年次有給休暇の時季指定

使用者は、年10日以上の年次有給休暇が付与される労働者に対して、**年５日**については時季を指定して取得させる必要があります。

（２）時間外労働の上限規制

労働基準法が改正され､残業時間の上限は､原則として**月45時間・年360時間**とし、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることはできません。

臨時的な特別の事情があって、労使が合意する場合でも、**年720時間**以内、**複数月平均80時間以内(休日労働含む)、月100時間未満(休日労働含む)**を超えることはできません。

また、原則である月45時間を超えることができるのは、**年間６か月まで**となります。

（※適用が猶予･除外となる事業･業務があります）。

（３）雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

＊パートタイム・有期雇用労働法…中小企業も令和３年４月から施行されました。

＊改正労働者派遣法…令和２年４月から施行されています。

パートタイム・有期雇用労働者について、以下の①～③を統一的に整備します。

①不合理な待遇差の禁止

②労働者に対する待遇に関する説明義務の強化

③行政による事業主への助言・指導等や裁判外紛争解決手続（行政ADR）の整備

○ 沖縄働き方改革推進支援センターによる取組支援

働き方改革に向けて、特に中小企業・小規模事業者の方々が抱える様々な課題に対応するため、ワンストップ相談窓口として、「沖縄働き方改革推進支援センター」を設置し、社会保険労務士などの専門家が、無料で労務管理上の相談や就業規則の作成方法、賃金規定の見直しや労働関係助成金の活用などを含めたアドバイスを行っています。

沖縄働き方改革推進支援センター
電話：0120-420-780,0120-420-781(フリーダイヤル)
住所：那覇市前島2-12-12 セントラルコーポ兼陽205

○ 働き方改革･生産性向上推進のための取組支援

中小企業･小規模事業者の働き方改革や生産性向上に向けた取組を支援するため、沖縄労働局、沖縄総合事務局、沖縄県、経済団体、士業団体、金融機関、労働団体等の20機関とともに平成29年11月に立ち上げた「働き方改革・生産性向上推進運動」を展開しています（令和２年３月現在、24機関）。

働き方改革・生産性向上推進運動では、支援策の連携・活用促進を進めています。

○　長時間労働の是正を始めとした「働き方の見直し」の推進

■ 労働時間相談・支援コーナーでの相談支援

・各労働基準監督署に設置されている「相談・支援班」による働き方改革関連法の内容、具体的な長時間労働削減策や労働時間制度全般についての窓口相談、個別支援及び説明会を実施します。
・労働条件の明示といった基本的な事項を含めた労働関係法令の認知度が十分でない状況が認められることから、特に中小規模の事業場に対して、働き方改革関連法を始めとした法令や労務管理について、きめ細やかな相談・支援を実施します。

■ 長時間労働の是正等に向けた監督指導

・各種情報から時間外・休日労働時間数が１か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場及び長時間労働にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対して、監督指導を確実に実施します。

■ 民間事業者を活用しての相談支援

・時間外・休日労働協定（36協定）が未届の事業場に対し、民間事業者を活用し、労働基準法の基礎的な知識の付与のための相談指導を実施します。

■ 過労死等防止対策の推進

・過労死等防止啓発月間における「過労死等防止対策推進シンポジウム」の開催への支援など、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、民間団体の活動にに対する支援等の対策を効果的に推進します。

■ 中小企業・小規模事業場へ配慮したきめ細やかな対応

・法令に関する知識や労務管理が十分ではないことが多いと考えられる中小規模の事業場に対して、働き方改革関連法を始めとした法令や労務管理について、きめ細やかな相談・支援を実施します。
・監督指導に当たっては、中小企業・小規模事業者における労働時間の動向、人材の確保の状況、取引の実態その他の事情に配慮し、中小企業・小規模事業者の立場に立った対応を行い、自主的な改善を促進します。

■ 法定労働条件の確保等

・管内の事情を踏まえつつ、事業場における基本的労働条件の枠組み及び管理体制の確立を図り、これを定着させるために、労働基準関係法令の遵守の徹底を図るとともに、重大・悪質な事案に対しては、司法処分も含め厳正に対処します。

■ 企業トップの意識改革、年次有給休暇の取得等の促進

・長時間労働を前提とした職場慣行を変えるための取組みについて、局幹部が企業トップに働きかけを行います。また、年次有給休暇の取得を促進するための取組として、10月の「年次有給休暇取得促進期間」に加え、連続休暇を取得しやすい夏季、年末年始、GWに集中的に周知・広報を実施します。

豆知識

サブロク協定をご存じですか？

○ 労働基準法では、労働時間は、原則、１日８時間・１週40時間以内とされています。これを「法定労働時間」と言います。
○「法定労働時間」を超えて、労働者に時間外労働（残業）をさせる場合には、労働基準法第36条に基づく労使協定（36協定）の締結及び労働基準監督署への届出が必要です。また、36協定の延長時間や理由は真に必要な場合に限る必要があります。
○ そして、臨時的な特別な事情があって労使が合意する場合でも、法律による上限時間を超えることができません。
○ 36協定の締結に当たっては、原則として、延長時間を月45時間・年360時間にできる限り近づけるように努め、長時間労働を是正していくことが重要です。

労働条件通知書をご存じですか？

○ 労働条件の明示については、労働基準法第15条及び労働基準法施行規則第５条により、使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を書面交付する方法により明示しなければならない旨が規定されています。
○ 労働条件の書面交付による明示がされていないことは、労働基準関係法令違反や個別労働紛争等の労使間トラブルの大きな原因となりますので、これらのトラブルを未然に防止するため、労働契約を締結する際には、労働条件通知書の書面交付を確実に行うことが重要です。

○ 法定労働条件の履行確保

労働基準監督署では、雇用の質の確保・改善のために、法定労働条件の履行確保上問題が懸念される事案に対しては、適確に監督指導を実施します。

とりわけ、労働者から申告があったものについては、早期解決に向けて、迅速・的確な対応に努めます。

（注）「申告」とは、労働者が労働基準監督署に対して「賃金が支払われていない」など労働基準関係法令違反の事実を告げ、その法令違反の是正に向けた行政指導を求めるもの。

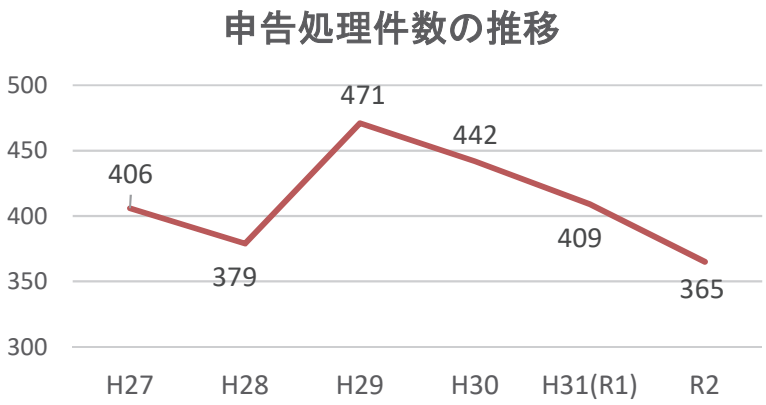

新規採用が最も多い４月を控えた３月を「労働条件明示・書面交付強化月間」と位置づけ、沖縄労働局、労働基準監督署、ハローワークが一体となって周知啓発に取り組んでいます。

○ ワーク・ライフ・バランスの推進

「年次有給休暇」の取得促進や、改正された労働時間等設定改善法により事業主の努力義務となった「勤務間インターバル制度」の導入促進、終業後発注・翌朝納入など「短納期発注など長時間労働につながる商慣行」の見直しなどについて、働き方･休み方コンサルタントによるコンサルティング（個別訪問によるアドバイス）やワークショップ（体験型講座）の開催等による雇用管理改善に向けた支援等を行っています。

また、働き方・休み方の見直しに向けた取組には、企業トップの意識改革やリーダーシップが重要であることから、労働時間の削減や年休の取得促進等に取り組むよう促す「『働き方改革』局長トップ対談」等による企業経営陣への働きかけや企業の取組事例の紹介等を行う「働き方・休み方改善ポータルサイト」の活用促進等によりワーク・ライフ・バランスを推進しています。

安全・安心な県民職場の実現に向けて

○ 労働災害の防止

労働災害の発生状況（確定値）をみると、令和２年の死亡者数は９人（前年比２人減）、休業４日以上の死傷者数は1,352人（前年比106人〔8.5%〕増）と、死亡者は減少したものの、死傷者数は前年より増加しました。死傷者数については昭和47年以降過去最多の件数となっており、極めて深刻な状況が続いています。

このため、平成30年度からスタートした第13次労働災害防止計画が目指す「安全・健康に働くことができる県民職場の実現」に向け、県内産業界や関係機関と一体となった労働災害防止対策を強力に推進していきます。

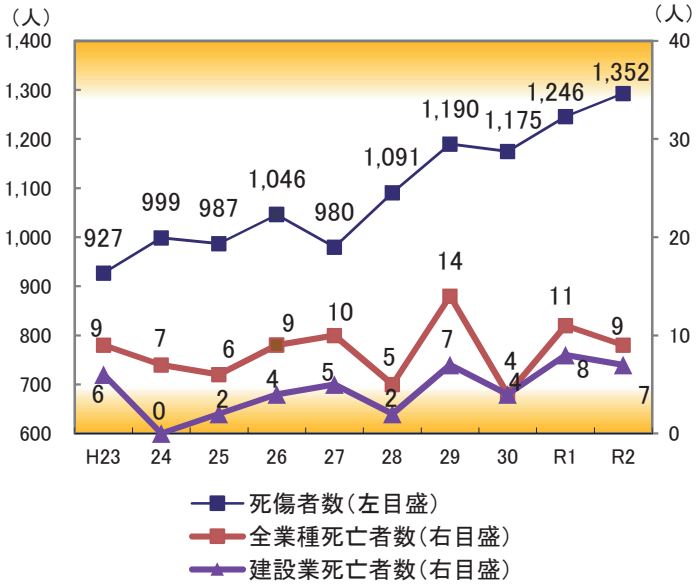

Safe work OKINAWA

労働者の安全確保を当然のこととして受け入れていく社会の実現に向けて、誰もがわかりやすく、共感が得られるよう**“Safe Work OKINAWA”**を安全な作業のキャッチフレーズに産業界と協働で安全職場の取組を推進していきます。

○ 職場における健康確保

沖縄長寿復活の鍵は、働き盛り世代の健康改善にあると言われていますが、県内では、職場の定期健康診断でおよそ３人に２人の方に何らかの異常の所見が認められています。この割合（有所見率）は平成23年から令和元年まで９年連続で全国ワーストとなっています。

このため、定期健康診断の受診の勧奨、健診後の医師等による意見聴取等の事後措置の徹底を図るとともに、働き盛り世代の肥満・生活習慣病の予防・解消も目的にした、事業場が労働者の健康増進に取り組む「うちなー健康経営宣言登録事業」の展開、沖縄産業保健総合支援センターでの健康管理サービスの利用勧奨など、職場からの健康づくりを推進していきます。

定期健康診断有所見率の推移

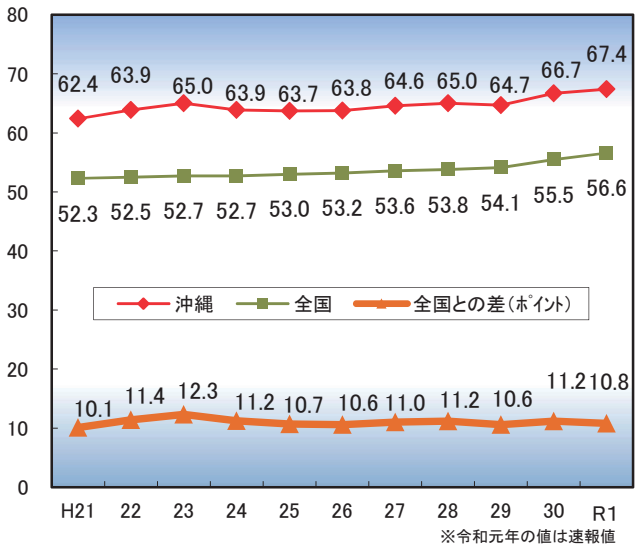

うちなー健康経営宣言

令和３年４月１日より、「うちなー健康経営宣言」内容を充実させた健康経営宣言にリニューアル。

《うちなー健康経営宣言特設ページ》

うちなー健康経営宣言 検索

○ 最低賃金の履行確保と周知の徹底

最低賃金制度は、労働者の生活の安定、労働力の質的向上などを目的に定められたもので、全ての労働者の賃金の最低額を保障するセーフティネットとして適切に機能する必要があり、沖縄県最低賃金等の改正について、あらゆる機会を通じて広く県民や事業場へ周知徹底及び履行確保を進めています。

また、中小企業・小規模事業者に対し、生産性向上のための設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などの費用の一部を助成する**業務改善助成金制度**の利用を引き続き促進します（詳細は「沖縄働き方改革推進支援センター」にお問い合わせください。電話：0120-420-780・781）。

沖縄県の最低賃金

最低賃金の件名		最低賃金額（時間額、円）	効力発生年月日
沖縄県最低賃金		792	令和2年10月3日
特定産業別最低賃金	新聞業	835	令和元年11月16日
	自動車（新車）小売業 各種商品小売業 糖類製造業 畜産食料品製造業 清涼飲料、酒類製造業	左記の最低賃金は、令和2年度は改正がありませんでした。 **令和2年10月3日からは、沖縄県最低賃金792 円が適用**されます。	

○ 労災保険の迅速・公正な給付

被災労働者とその遺族への必要な保険給付を行うことなどにより、労働者の福祉の増進に寄与するという基本理念に立ち、保険給付の迅速・公正な処理に取り組んでいます。

特に、社会的関心が高く複雑困難な事案が多い過労死等事案（精神障害及び脳・心臓疾患）、石綿関連疾患事案（肺がん、中皮腫など）に係る労災請求については、各認定基準に基づく迅速・公正な事務処理に努めています。

また、石綿（アスベスト）による疾病の労災保険給付制度や特別遺族給付金制度の周知に取り組んでいます。業務として石綿を取り扱ったことがあって、肺がん、中皮腫などの診断を受けたり、息切れ・胸が苦しいなどの症状がある場合には、最寄りの労働基準監督署又は沖縄労働局労働基準部労災補償課にご相談ください。

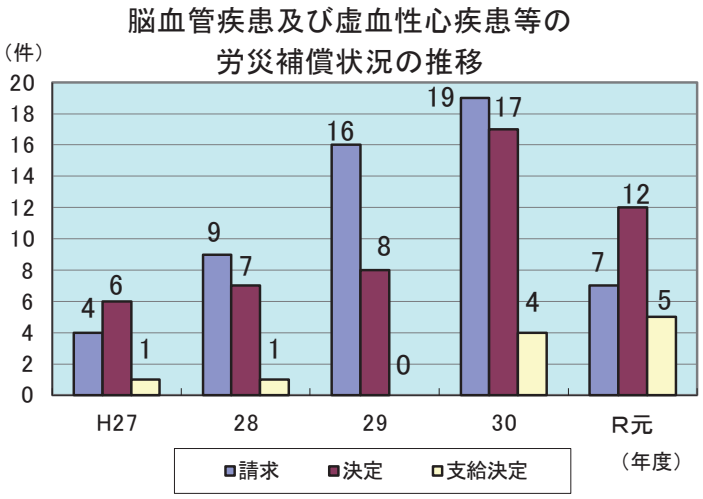

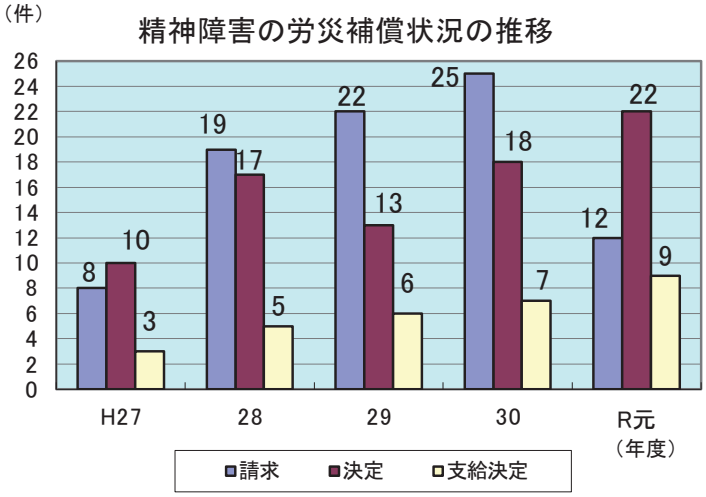

○「総合労働相談コーナー」におけるワンストップサービス、個別労働関係紛争の解決の促進

「総合労働相談コーナー」では解雇、労働条件の引下げ、いじめ･嫌がらせ等労働問題に関するあらゆる分野について、労働者、事業主からご相談を受けています。

専門の総合労働相談員が対応し、相談内容に応じた的確なアドバイスや分かりやすい情報提供をワンストップサービスで行います。相談は「無料」で「秘密厳守」です。

「総合労働相談コーナー」は、県内６か所（沖縄労働局雇用環境･均等室、各労働基準監督署内）に設けています。

また、労働者と事業主との間のトラブル「個別労働紛争」については、円満な解決がなされるよう、「局長による助言」「紛争調整委員によるあっせん」の実施など個別労働紛争解決制度により適切、迅速な解決を目指しています。

○ 総合的ハラスメント対策

セクシュアルハラスメントや妊娠･出産･育児休業等に関するハラスメント、パワーハラスメントなど職場におけるハラスメントについて、各企業において一体的な未然防止対策が講じられるよう周知・啓発等を行うとともに、労働者、事業主等への相談対応を行っています。

ハラスメント対策が強化されます！

（１）職場におけるパワーハラスメント防止対策の義務化

＊中小企業は令和４年４月1日から義務、それまでは努力義務となります。

パワハラとは…職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①～③までの要素を全て満たすもの

＊客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導については、該当しない。

防止対策の概要…①事業主によるパワハラ防止の社内方針の明確化と周知・啓発、②苦情などに対する相談体制の整備、③被害を受けた労働者へのケアや再発防止　等

（２）職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠･出産等に関するハラスメント対策の強化

国･事業主･労働者の責務の明確化、事業主に相談等をした労働者に対する不利益取扱いの禁止等

○ 治療と仕事の両立支援

沖縄労働局労働基準部健康安全課に事務局を置き、働き方改革の一つとして「治療と仕事の両立支援」を応援しています。

良質な雇用の確保・拡大のために

○ 県内の雇用情勢

観光関連産業を中心に景気拡大が続いていましたたが、令和２年は新型コロナウイルス感染症の影響で有効求人倍率が0.90倍と５年ぶりに１倍を下回り、厳しい状況になりました。
また、完全失業率は3.3%で、前年比で0.6ポイント上昇しました。

完全失業率の推移

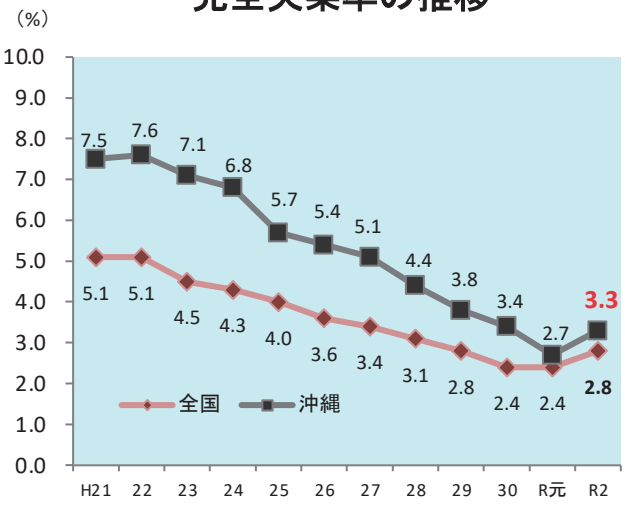

資料出所：総務省統計局、沖縄県企画部統計課「労働力調査」

有効求人倍率の推移

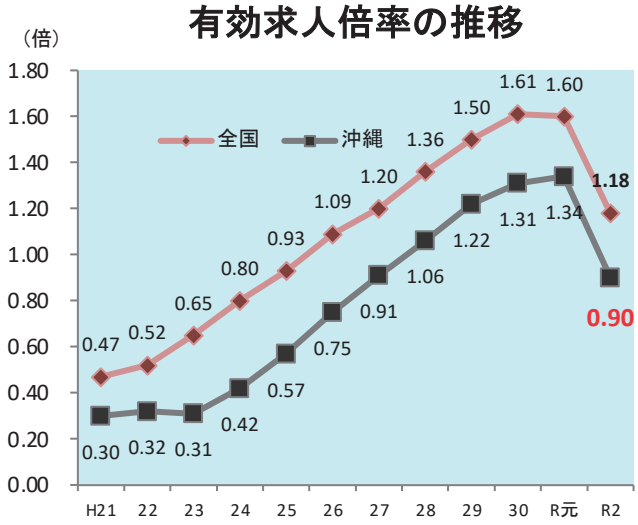

資料出所：厚生労働省「職業安定業務統計」

○ ハローワークのマッチング機能の強化

新型コロナウイルス感染症の影響により求人数の大幅な減少が続いており、求職者ニーズを踏まえた良質な求人の確保が職業紹介業務の最重要課題となっています。
そのほか、ハローワークにおいては、求職者の早期就職を進めるため、きめ細かな職業相談等を実施しています。また、求人者に対しては求人充足に向けたコンサルティング等を実施することにより、求人・求職のマッチングの強化に努めています。
さらに、求職者に対しては就職支援セミナーの開催や職業訓練への誘導、求人者に対しては求人説明・面接会等のマッチングイベントの実施により、就職や充足を支援しています。

≪ハローワークの職業相談風景≫

≪求職者の求人情報の閲覧風景≫

○ 県や市町村と連携した雇用対策の推進

沖縄県と連携して「グッジョブセンターおきなわ」において、寄り添い型の支援を必要とする方、子育て期の女性、若年者等を一体的に支援する取組を行っています。

また、沖縄県、浦添市、沖縄市、名護市、宮古島市及び石垣市と雇用対策協定を締結し地域における創意工夫を活かした自発的な雇用創造の取組を支援するなど、総合的な地域雇用対策を推進しています。

グッジョブセンターおきなわ（那覇市泉崎）

○ 若年者及び非正規雇用対策の総合的な推進

県内の若年者の失業率や非正規雇用労働者の割合は、全国平均を大きく上回っています。

若年者等が安心して働ける雇用環境を実現するため、良質な求人の確保や就職後の職場定着の促進に努めています。

また、非正規雇用労働者のキャリアアップの支援や企業内での正規雇用への転換の推進等、関係機関と連携した非正規雇用対策に取り組んでいます。

さらに、いわゆる就職氷河期世代（35～54歳）に対しては、ハローワークに専門窓口を設置して、キャリアコンサルティング、生活設計面の相談、職業訓練のアドバイス、求人開拓等、就職後の定着支援まで一貫した支援を行っています。

雇用者に占める非正規の職員・従業員の割合

	非正規割合	（男性）	（女性）	（若年者）
全国	38.2%	（22.3%）	（56.6%）	（32.9%）
沖縄	43.1%	（27.5%）	（59.8%）	（44.4%）

資料出所：総務省「H29年就業構造基本調査」

就職後3年以内の離職率（平成29年3月卒）

	高校卒	大学卒
全国	39.5%	32.8%
沖縄	53.2%	39.0%

資料出所：厚生労働省「新規大学卒業者の都道府県別離職状況」

○ 新規学卒者及び既卒者の就職支援

新規学卒者及び既卒者の就職状況が厳しい中、各種セミナーや就職面接会を開催するとともに、学校段階からのキャリア形成を支援しています。

また、那覇新卒応援ハローワーク等において、就職未内定者等に対し、きめ細かな職業相談や職業紹介を実施しています。

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を、若者雇用促進法に基づき厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定しています。

高校・大学別就職内定率の推移（3月末現在）

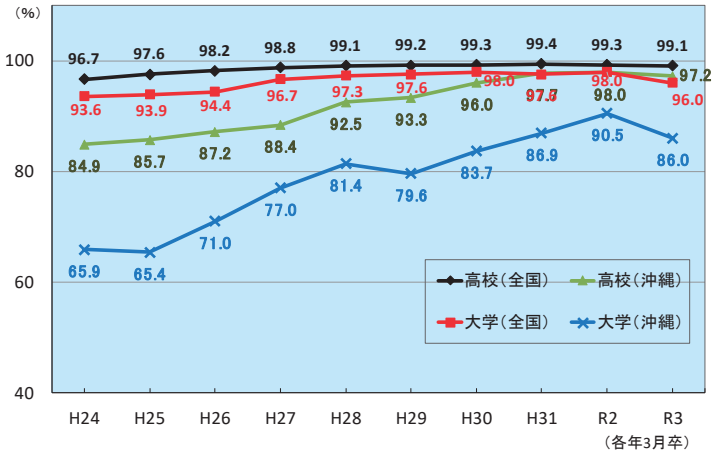

資料出所：厚生労働省「職業安定業務統計」

○ 高年齢者の雇用機会の確保・拡大

生涯現役社会の実現に向け、法で定められた「高年齢者雇用確保措置」(*)の確実な実施及び70歳までの「高年齢者就業確保措置」の導入促進に向けた周知・啓発を行い、高年齢者が活躍できる環境整備を図っていきます。

また、ハローワークの生涯現役支援窓口等において、高年齢者専用求人の開拓やマッチング支援の拡充に取り組んでいます。

さらに、シルバー人材センター事業の推進等により、多様な雇用・就業機会の確保・拡大に努めています。

（*高年齢者雇用確保措置とは①定年制の廃止②65歳以上定年③希望者全員65歳以上まで継続雇用する制度導入のいずれかの措置を講ずることをいう。）

沖縄県の高年齢者の雇用状況（各年6月1日現在）

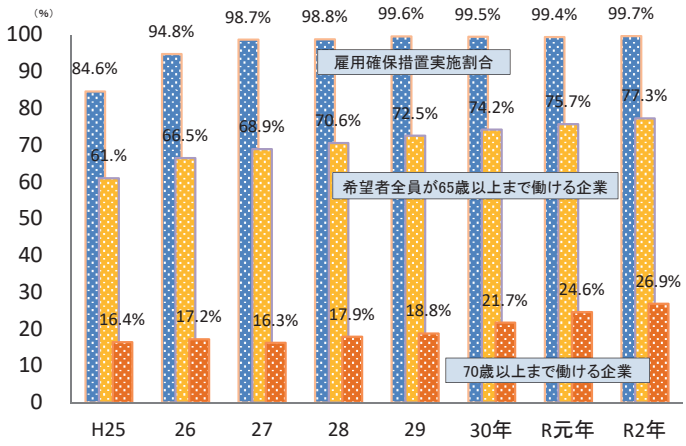

（注）H25年4月に制度改正（継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止）があった

資料出所：厚生労働省「高年齢者雇用状況報告」

○ 障害者の就職支援

障害者が能力と適性に応じた雇用の場を確保できるよう、関係機関と連携し、個々のニーズに応じたきめ細かな就職支援を実施しています。

また、障害者を雇用していない企業を中心とした雇用率が未達成である企業等に対して支援・指導を実施するほか、法定雇用率引上げによる障害者の雇用の確保・拡大に取り組むとともに「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」等を実施し、障害者が働きやすい職場環境づくりに取り組んでいます。

沖縄県の障害者の雇用状況（各年6月1日現在）

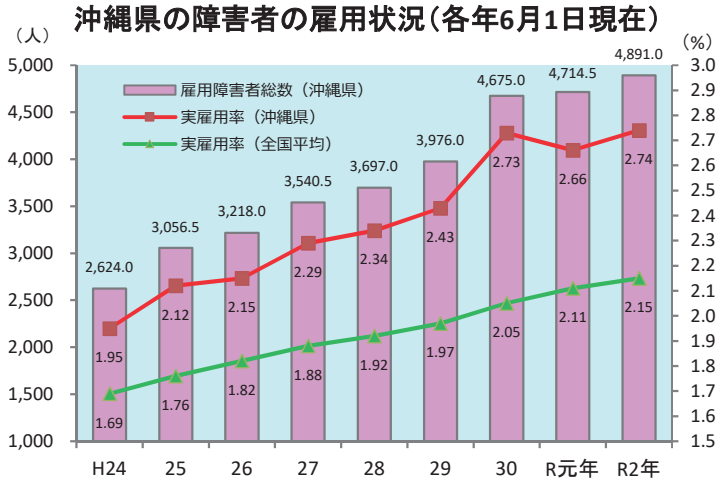

資料出所：厚生労働省「障害者雇用状況報告」

○ 外国人材の受入れ

外国人雇用状況届出制度の周知徹底及び外国人労働者の適正な雇用環境の整備を図るため、事業所訪問による雇用管理改善のための助言・指導や事業主向けセミナーを開催します。

また、関係機関と連携し、適正な雇用環境の確保に努めます。

沖縄県の外国人労働者の推移（各年10月末現在）

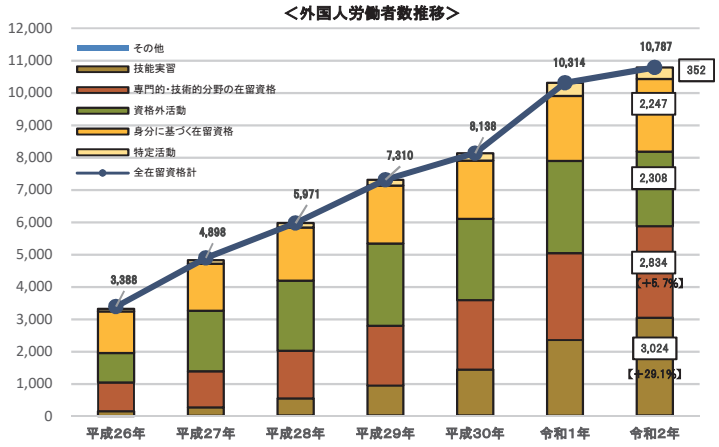

資料出所：厚生労働省「外国人雇用状況届出」

○ 女性の活躍推進

■ 男女雇用機会均等法の確実な履行

労働者が性別により差別されることなく、また、働く女性が母性を尊重されつつ充実した職業生活を営むことができるよう、男女雇用機会均等法の周知徹底、相談対応、事業主への指導、紛争解決援助等を実施しています。

■ 女性活躍推進法の推進

女性活躍推進法に基づき各企業で自社の女性の活躍推進に向け策定された「一般事業主行動計画」に沿って着実な取組がなされるよう支援しています。

また、「女性の活躍推進企業データベース」を活用し、自社の女性の活躍に関する情報を公表するよう促すとともに、女性の活躍推進等に関する状況等が優良な企業を厚生労働大臣が認定する**「えるぼし」「プラチナえるぼし」**認定の取得促進を進めています。

【女性活躍推進法認定マーク】

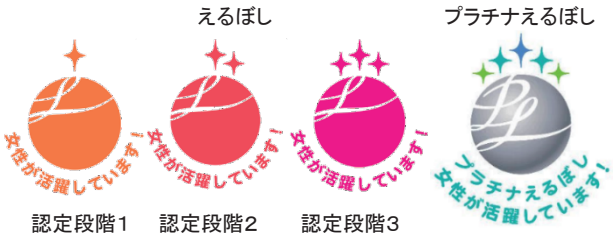

女性活躍推進法が改正されます！

（1）女性活躍に向けた「一般事業主行動計画」の策定等の義務企業の対象拡大

現在努力義務とされている労働者数101人以上300人以下の企業は令和４年４月１日から①自社の女性の活躍に関する状況把握･課題分析、②１つ以上の数値目標を定めた行動計画の策定･社内周知･公表、③行動計画を策定した旨の都道府県労働局への届出、④女性の活躍に関する１項目以上の情報公表の取組が義務となります。

（2）労働者数301人以上企業の取組の強化

①令和２年４月１日以降が始期となる一般事業主行動計画を作成する際は、原則として管理職に占める女性割合等の【職業生活に関する機会の提供】と育児休業取得率等の【職業生活と家庭生活との両立】の２区分ごとに１つ以上の項目を選択し、それぞれ関連する数値目標を定めた行動計画を作成する必要があります。

②女性の活躍推進に関する情報公表について、【職業生活に関する機会の提供】と【職業生活と家庭生活との両立】の２区分ごとにそれぞれ１項目以上選択して２項目以上情報公表する必要があります。

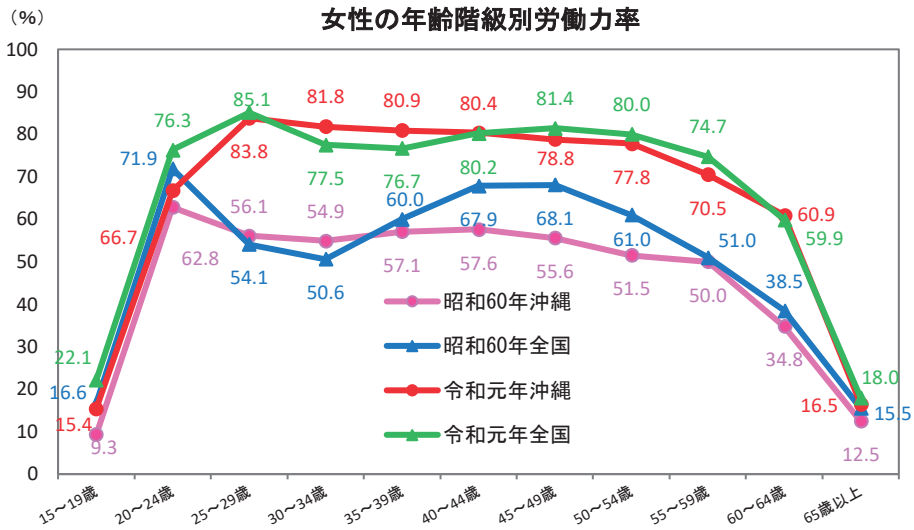

資料出所：総務省統計局「労働力調査」

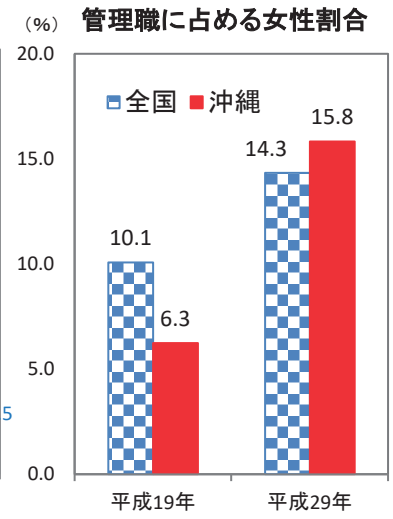

資料出所：総務省統計局「就業構造基本調査」

○ マザーズハローワーク

子育て中の求職者への就職支援を実施するため、マザーズコーナーを設置し、キッズコーナーやベビーチェアを設けるなど、子ども連れでも来所しやすい環境を整備するとともに、地方自治体等との連携による仕事と子育ての両立支援や保育所・子育て支援サービス等に関する情報提供を行っています。

また、個々の求職者のニーズを踏まえた担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介を行うことに併せ、求職者の希望に合った仕事と子育ての両立がしやすい求人の確保にも積極的に取り組んでいます。

○ 仕事と家庭の両立支援

■ 育児・介護休業法の確実な履行

労働者の仕事と家庭の両立を推進するため、育児・介護休業法の周知徹底、相談対応、事業主への指導、紛争解決援助等を実施しています。さらに、両立支援等助成金の利用促進を進めています。

【「仕事と介護を両立できる職場環境」の整備促進あのためのシンボルマーク】

トモニン

▶ 育児や介護を行う労働者の子の看護休暇や介護休暇が時間単位で取得できるようになりました！

■ 次世代育成支援対策推進法の推進

次世代育成支援対策推進法に基づき各企業で自社の仕事と子育ての両立等に向け策定された「一般事業主行動計画」に沿って着実な取組がなされるよう支援しています。

また、子育てサポート企業として厚生労働大臣が認定する**「くるみん」「プラチナくるみん」**認定の取得促進を進めています。

【次世代育成支援対策推進法認定マーク】

くるみん　　プラチナくるみん

○ 職業訓練の推進

すべての人が能力を高め、適した仕事に就くことができるよう、ハローワークにおいてキャリアコンサルティングを実施するとともに、必要な技能を身に付けるための職業訓練を推進しています。

また、訓練受講者に対しては、ハローワークや訓練実施機関において一貫した就職支援を行っています。

公的職業訓練修了者等の就職実績（令和2年度）

	就職率（%）
① ポリテクセンター	79.7
② 県立職業能力開発校（施設内）	88.2
③ 県立職業能力開発校（委託）	80.0
④ 求職者支援訓練（基礎コース）	56.2
⑤ 求職者支援訓練（実践コース）	76.4

※①②は、9月末までに修了したコースの実績。
※③は、8月末までに修了したコースの実績

※④及び⑤は、令和2年6月までに修了したコースにおける就職者のうち、雇用保険に加入した率を示している。

労働保険制度の適正な運営及び確保

○ 雇用保険制度の適正な運営の確保

雇用保険制度においては、失業された方や教育訓練を受けられる方等に対して給付を行うとともに、失業の予防、雇用機会の拡大、労働者の能力開発等を図るために各種助成金の支給等を行っています。

また、雇用保険制度の適正な運営を図るため、雇用保険の適用促進、受給者の早期の再就職の支援、不正受給の防止等に努めています。

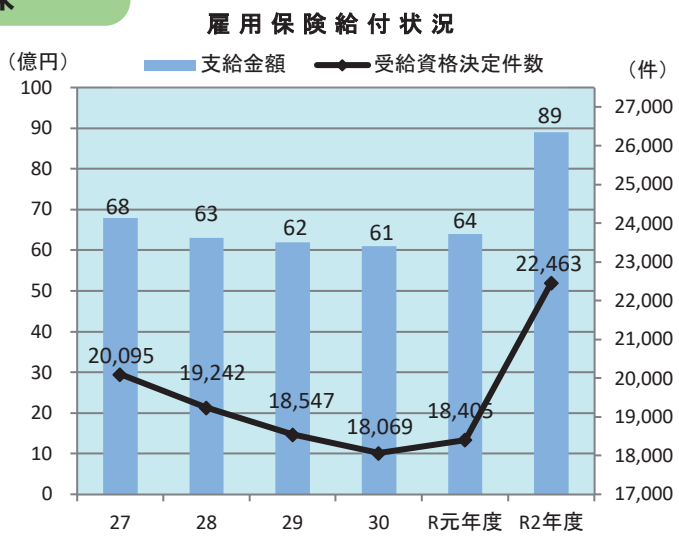

○ 労働保険の適用拡大と適正な徴収

労働保険制度は労災保険給付や失業給付の他、雇用管理改善支援等、労働者と経営者双方にとってのセーフティーネットとして重要な役割を果たしています。

労働保険制度の健全な運営、費用負担の公平及び労働者福祉向上等の観点から次の事項を重点的に取組みます。

- 労働保険の未手続事業一掃対策を推進します。
  費用負担の公平性の確保の観点から労働者を雇用するすべての事業に労働保険の加入促進を図ります。
- 労働保険料の適正徴収を図ります。
  複数年度に渡って保険料を滞納している事業主等に対して差押えを含む滞納整理を重点的に行います。雇用保険の被保険者取得漏れが多いと思われる業種等を対象に重点的に労働保険算定基礎調査を行い労働保険料等の適正徴収を図ります。

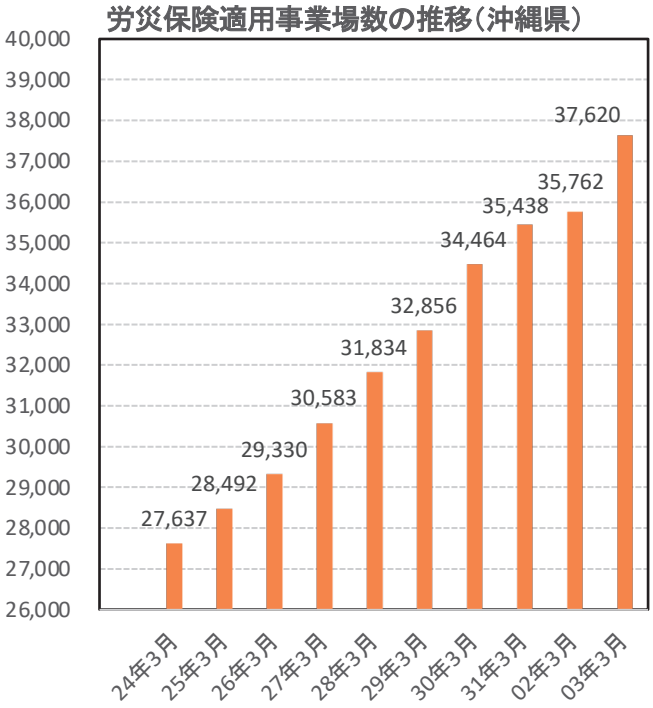

沖縄労働局・労働基準監督署・公共職業安定所　管轄図

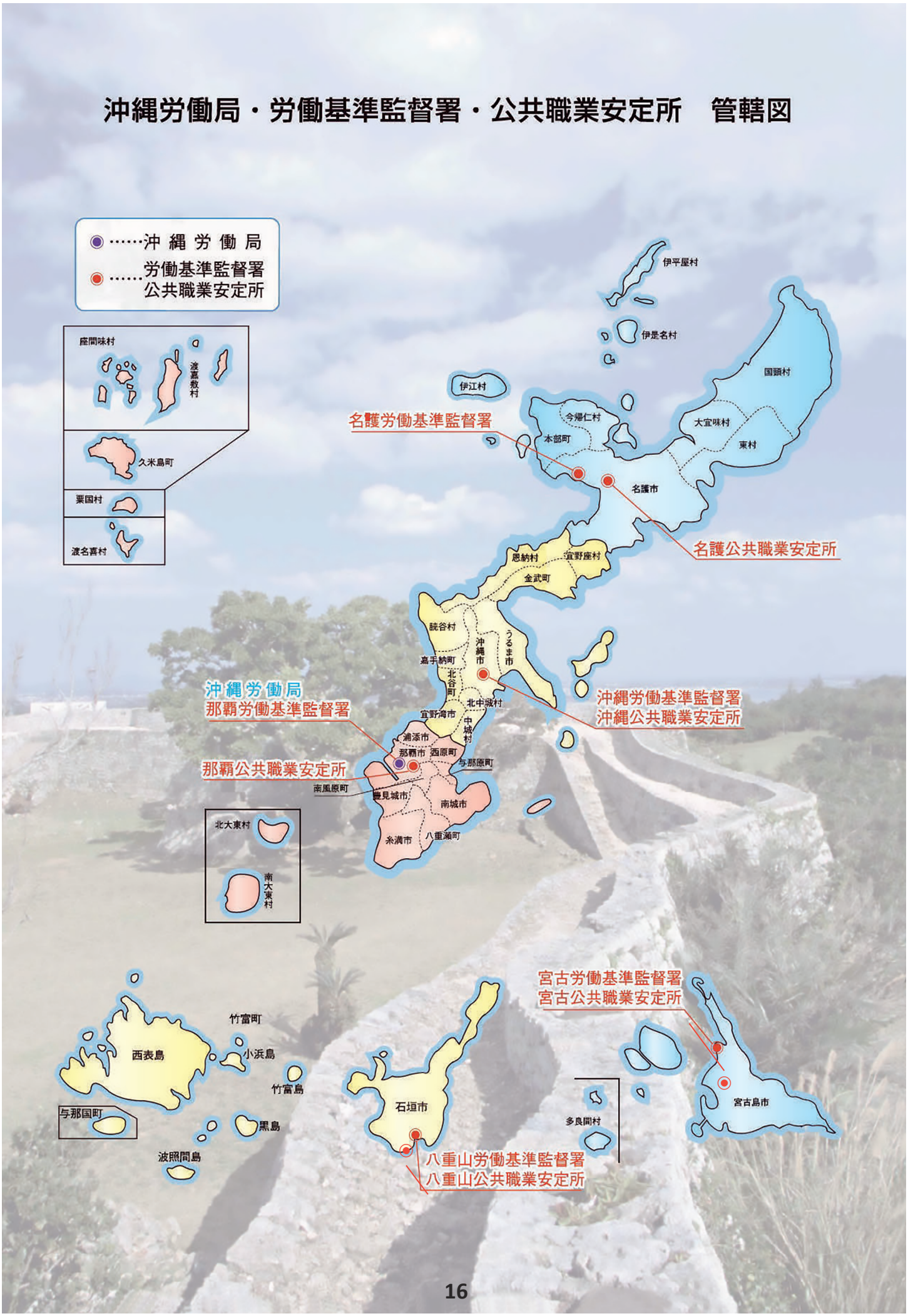

沖縄労働局・労働基準監督署・公共職業安定所の所在地

■沖縄労働局

〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1（那覇第２地方合同庁舎１号館１・３・４階）

（４階）総　務　部　　総　　務　　課　　☎ 098-868-4003

（３階）総　務　部　　労働保険徴収室　　☎ 098-868-4038

雇用環境・均等室　　☎ 098-868-4380・868-4403
◎総合労働相談コーナー　　☎ 098-868-6060

労働基準部　　監　　督　　課　　☎ 098-868-4303
健 康 安 全 課　　☎ 098-868-4402
賃　　金　　室　　☎ 098-868-3421
労 災 補 償 課　　☎ 098-868-3559

職業安定部　　職 業 安 定 課　　☎ 098-868-1655
職 業 対 策 課　　☎ 098-868-3701
訓　　練　　室　　☎ 098-868-3877
需給調整事業室　　☎ 098-868-1637

（１階）◎沖縄労働局　雇用保険電子申請事務センター　　☎ 098-868-4311
◎沖縄労働局　沖縄助成金センター　　☎ 098-868-1606

■那覇労働基準監督署

〒900-0006　那覇市おもろまち 2-1-1（那覇第２地方合同庁舎１号館２階）
・方面（労働条件、解雇、賃金）　☎ 098-868-8033
・安全衛生課　☎ 098-868-3431　　・労災課　☎ 098-868-8040

◎那覇総合労働相談コーナー（那覇労働基準監督署内）　☎ 098-868-8008

■那覇公共職業安定所（ハローワーク那覇）

〒900-8601　那覇市おもろまち 1-3-25（沖縄職業総合庁舎）　☎ 098-866-8609
（３階）◎那覇新卒応援ハローワーク　☎ 098-866-8609（45＃）

◎ハローワークプラザ那覇
☎ 098-867-8010

◎グッジョブセンターおきなわ
☎ 098-860-9530

〒900-0021
那覇市泉崎１-２０-１　カフーナ旭橋A街区6階）
※那覇バスターミナル入居機関

◎糸満市ふるさとハローワーク
〒901-0364　糸満市潮崎町１-１（糸満市役所１階）　☎ 098-840-8184

◎豊見城市ふるさとハローワーク
〒901-0292　豊見城市宜保１-１-１（豊見城市役所１階）　☎ 098-856-3335

◎浦添市ふるさとハローワーク
〒901-2114　浦添市安波茶１-１-１（浦添市役所１階）　☎ 098-876-0734

■**沖縄労働基準監督署**
〒904-0003 沖縄市住吉 1-23-1
（沖縄労働総合庁舎３階）
☎ 098-982-1263

◎**沖縄総合労働相談コーナー**
（沖縄労働基準監督署内）
☎ 098-982-1400

■**沖縄公共職業安定所**
（ハローワーク沖縄）
〒904-0003 沖縄市住吉 1-23-1
（沖縄労働総合庁舎１・２階）
☎ 098-939-3200

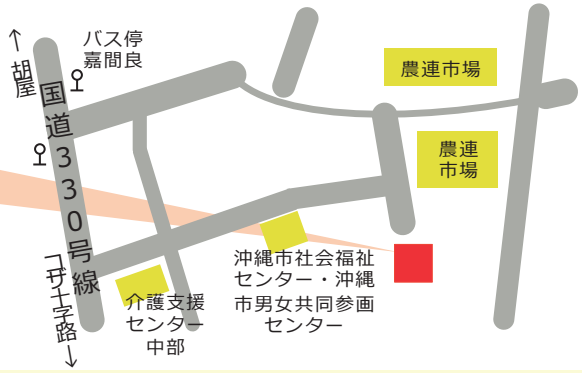

◎**ハローワークプラザ沖縄** ☎ 098-939-8010

◎**グッジョブセンターおきなわ**
中部サテライト ☎ 098-939-8155

〒904-0004 沖縄市中央 2-28-1
ＢＣコザ（雇用促進等施設）３階

◎**宜野湾市ふるさとハローワーク**
〒901-8601 宜野湾市野嵩 1-1-1（宜野湾市役所庁舎敷地内） ☎ 098-893-5588

◎**うるま市ふるさとハローワーク**
〒904-2292 うるま市みどり町 1-1-1 （うるま市役所 本庁舎西棟１階）
☎ 098-973-5614

■**名護労働基準監督署**
〒905-0011 名護市字宮里 452-3
（名護地方合同庁舎１階）
☎ 0980-52-2691

◎**名護総合労働相談コーナー**
（名護労働基準監督署内）
☎ 0980-52-2691

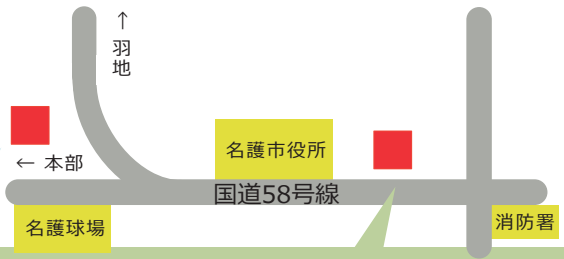

■**名護公共職業安定所（ハローワーク名護）**
〒905-0021 名護市東江 4-3-12 ☎ 0980-52-2810

■**宮古労働基準監督署**
〒906-0013 宮古島市平良字下里1016
（平良地方合同庁舎１階）
☎ 0980-72-2303

◎**宮古総合労働相談コーナー**
（宮古労働基準監督署内）
☎ 0980-72-2303

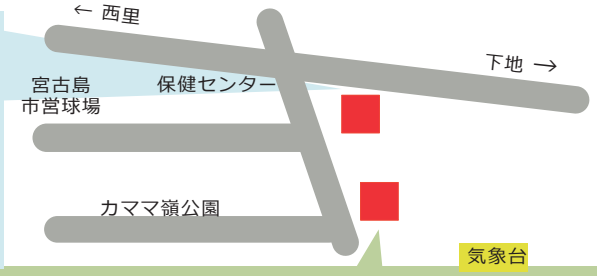

■**宮古公共職業安定所（ハローワーク宮古）**
〒906-0013 宮古島市平良字下里 1020 ☎ 0980-72-3329

■**八重山労働基準監督署**
〒907-0004 石垣市字登野城 55-4
（石垣地方合同庁舎２階）
☎ 0980-82-2344

◎**八重山総合労働相談コーナー**
（八重山労働基準監督署内）
☎ 0980-82-2344

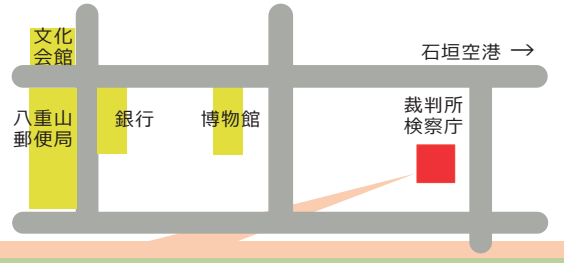

■**八重山公共職業安定所（ハローワーク八重山）**
〒907-0004 石垣市字登野城 55-4（石垣地方合同庁舎１階） ☎ 0980-82-2327

ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省 沖縄労働局

Ministry of Health , Labour and Welfare